

中医協の在り方の見直しに係る中医協の取組と外部からの指摘

検討項目	「中央社会保険医療協議会の在り方の見直しについて」(平成16年10月27日中医協全懇了解)	規制改革・民間開放推進会議等の主張 国会、新聞報道における指摘
(1) 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方		○ 中医協の機能を、価格決定に限定し、保険適用に関する事項及び診療報酬体系のあり方等の政策に関わる事項について、それぞれ別組織で検討する体制に移行すべき(規制改革・民間開放推進会議)
(2) 公益機能の強化	○ 中医協の中に、公益委員を中心として、診療報酬改定の結果の検証のための新たな部会を設置	○ 三者構成を維持しつつ、公益委員の役割を強化すべき(社会保障の在り方に関する懇談会)
(3) 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方	○ 三者構成は、堅持していくべき ○ 患者一般の声をより適切に反映できるような委員1名を連合より推薦 ○ 日本歯科医学会の会員から委員1名を日歯より推薦 ○ 引き続き、日医が推薦する形による病院団体の代表の参加を要望	○ 三者構成の人数比を見直し、公益委員の数を全体の過半数に増やす(規制改革・民間開放推進会議) ○ 支払側・診療側委員に係る関係団体への委員推薦依頼を廃止(規制改革・民間開放推進会議) ○ 診療側委員については、一般診療所に比べ病院に属する委員の数が上回るよう大幅に見直す(規制改革・民間開

		<p>放推進会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の委員構成は中立性の観点から問題（経済財政諮問会議） ○ 利害関係者が突出して決定に関わるのは大きな疑問。中立的な委員構成をきちんと確立（経済財政諮問会議） ○ 三者構成を維持しつつ、公益委員の役割を強化すべき（社会保障の在り方に関する懇談会） ○ 自治体関係者を公益委員に任命（社会保障の在り方に関する懇談会） ○ 利害が対立する双方の委員と中立委員の三者で構成される審議会の在り方を含め、決定方式の見直しを行うべき（国会質疑） ○ 委員に患者や看護師の代表、病院経営者の代表を迎えるなどして、幅広い視点で論議できるようにすべき（新聞報道）
<p>(4) 委員の任期の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払側委員及び診療側委員については、任期が6年を超えてからの新たな推薦は行わないことを基本 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益委員も含め原則2期4年以内（規制改革・民間開放推進会議） ○ 委員の在任期間に上限を設けるべき

<p>(5) 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議事録について、厚生労働省ホームページで公開 ○ 非公開の協議を行った場合には、公益委員から、協議の経過について、公開の場で報告 ○ 引き続き、客観的なデータに基づく議論を推進 ○ 中医協の中に、公益委員を中心として、診療報酬改定の結果の検証のための新たな部会を設置 	<p>(国会質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改定理由を客観的・科学的に示すとともに、改定結果の事後評価（国会質疑） ○ 中医協の論議は公開の場で行われるが、議論の内容が極めて専門的であり、理解するのが容易ではない。わかりやすく国民に説明すべき（新聞報道） ○ 医療技術の評価を行う専門的な組織を設けるとともに、客観的なデータを収集すべき（国会質疑） ○ 診療報酬改定の結果について検証すべき（国会質疑）
<p>(6) その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中医協委員が国民の意見を聴く機会の設定 ○ 委員に新しく就任した者は、自らが国家公務員であり、高い倫理を保って行動する旨を宣誓 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療報酬等の決定にあたって、医療の現場や一般国民の声を反映する仕組みを設ける（規制改革・民間開放推進会議） ○ 専門家の参加は必要であるが、審議の透明性を確保し、幅広く国民の意見を聴く機会を設けるべき（社会保障の在り方に関する懇談会） ○ 安易に官僚OBに頼らず、診療報酬を

		支払う側が自前で医療保険の専門家を育てて行くべき（新聞報道） ○ 委員に対して公務員であるという自覚を強力に促すような対策をとるべき（国会質疑）
--	--	---